

大分市農政課所有 P R 用キャラクター等使用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大分市農政課所有 P R 用キャラクター及びロゴマーク等（以下「キャラクター等」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(キャラクター等)

第 2 条 この規程におけるキャラクター等とは、大分市農政課が所有する別図のものとする。

(キャラクター等の著作権)

第 3 条 キャラクター等の著作権は、大分市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用の申請)

第 4 条 キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市農政課所有 P R 用キャラクター等使用許可申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 市または市教育委員会が使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係者が、報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 一般社団法人大分市観光協会が使用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

(使用の許可等)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、大分市農政課所有 P R 用キャラクター等使用許可通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクター等の使用を許可しない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (2) 市の信用及び品位を害するものと認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

- (6) キャラクター等の使用によって、誤認又は混同を生じる恐れがあると認められるとき。
- (7) キャラクター等のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- (8) 営利のみを目的に、商品価値の主たる部分が本件キャラクターと判断されるようなキャラクターグッズを販売するとき。
- (9) その他市長が不適当と認めたとき。

3 前項の規定によりキャラクターの使用を許可しないときは、大分市農政課所有PR用キャラクター等使用不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第5条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた内容以外に使用しないこと。
- (2) 許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 大分市周年野菜キャラクターを除くキャラクター等のデザインの使用においては、デザインマニュアルに従って使用すること。また全てのキャラクター等の定められた形、色等のデザインを変更しないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 許可を受けた物件等（以下「使用物件」という。）の写真を速やかに市長に提出すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

（使用許可内容の変更）

第8条 使用者は、使用許可の内容を変更しようとするときは、大分市農政課所有PR用キャラクター等使用許可内容変更申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の許可を決定したときは、大分市農政課所有PR用キャラクター等使用変更許可通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

（使用許可の取消し）

第9条 市長は、キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の使用許可（前条第2項の場合は、使用変更許可。）を取消し、使用者に対し、使用物件等の制限若しくは停止させることができる。

- (1) 使用者がこの規程に違反したとき。

(2) 申請の内容に虚偽が判明したとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

(使用の非独占性)

第10条 使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクター等を使用する権利を付与するものではない。

(損失補填等の責任)

第11条 市長は、キャラクター等を使用したことに起因する損失補填等について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、キャラクター等を使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

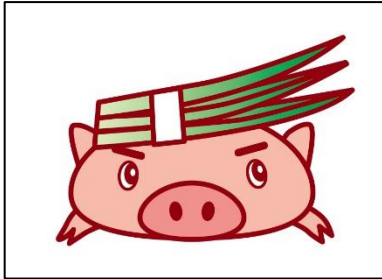
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月27日から施行する。

別図

1. にら豚PR大作戦（モノクロバージョン有り）



ニラブー①



ニラブー②



ニラブー③



ニラブー④



ニラブー④



「にら豚あります。」
ポップ

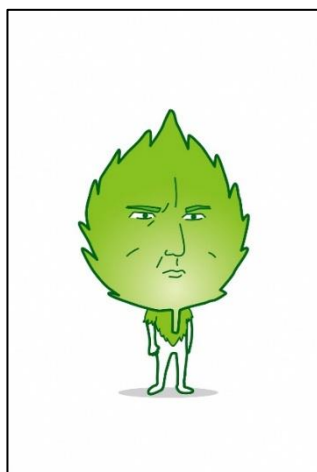


にら豚PR大作戦ロゴタイプ

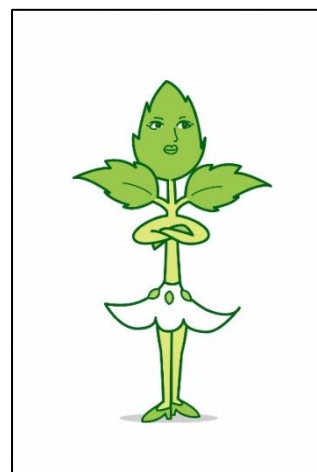
2. 大分市周年野菜キャラクター（モノクロバージョン有り）



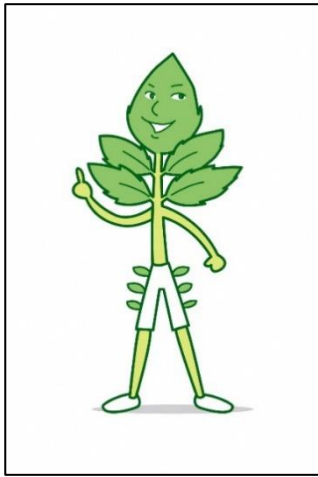
にら



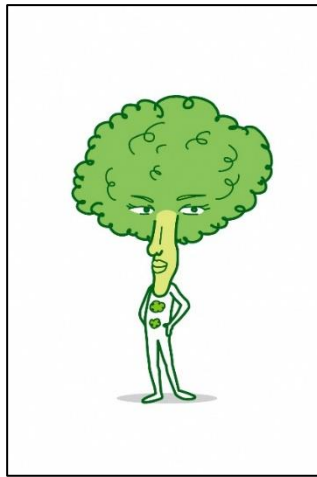
大葉



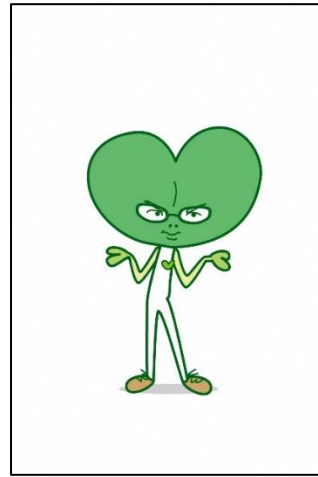
みつば



水耕せり



パセリ



かいわれ

3. おおいた香り野菜PR大作戦（モノクロバージョン有り）



おおいた香り野菜
PR 大作戦ロゴタイプ①



おおいた香り野菜
PR 大作戦ロゴタイプ②



おおいた香り野菜
PR 大作戦ロゴタイプ③



おおいた香り野菜
PR 大作戦ロゴタイプ④



おおいた香り野菜
PR 大作戦ロゴタイプ⑤



おおいた香り野菜
PR 大作戦ロゴタイプ⑥



おおいた香り野菜
PR 大作戦ロゴタイプ⑦



おおいた香り野菜
PR 大作戦ロゴタイプ⑧



おおいた香り野菜
PR 大作戦ロゴタイプ⑨



おおいた香り野菜
PR 大作戦ロゴタイプ⑩

4. 大分市ブランド認証(キャラクターは文字無しバージョン・モノクロバージョン有り)



おびたん①



おびたん②



おびたん③



おびたん④



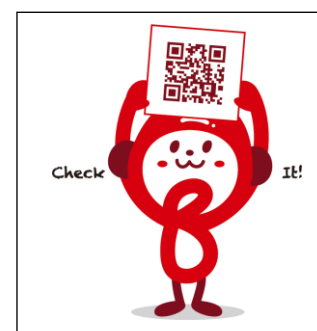
おびたん⑤



おびたん⑥



おびたん⑦



おびたん⑧



大分市ブランド認証
ロゴタイプ①



大分市ブランド認証ロゴタイプ②